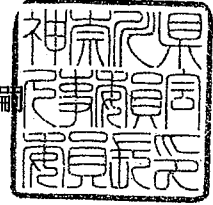




人委第163号
令和2年11月25日

神奈川県議会議長 嶋村 ただし 殿

神奈川県人事委員会委員長 山倉 健嗣



条例案に対する意見について（回答）

令和2年11月25日付け神議第1629号により意見を求められました次の条例案については、異議ありません。

定県第130号議案 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例等の一部を改正する条例

（理由）

この条例案は、本委員会が行った職員の給与等に関する報告及び勧告を勘案し、所要の改正を行うものであり、適当と認められます。

問合せ先

給与公平課給与グループ

電話 045-651-3252